

組合報

2025春

第117号

愛知県薬剤師国民健康保険組合

令和6年度愛知県薬剤師国民健康保険組合臨時組合会

3月2日（日）ウイंकあいち12階会議室1203に於いて組合会議員19名、役員10名が出席して開催されましたので、ご報告いたします。

山田理事長挨拶の後、組合会提出議案のとおり、報告、審議、可決されました。

1. 組合規約の改正が、理事専決されたことが報告されました。
2. 令和7年度事業計画および予算案、法令遵守実践計画案が可決承認されました。
3. 令和7年度・8年度の新役員選出について可決承認されました。

理事長挨拶

皆様こんにちは、理事長の山田でございます。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお休みの中、臨時組合会にお集まりいただき誠にありがとうございます。議員の皆様には、平素より薬剤師国保組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

本日は、ご来賓として愛知県薬剤師会副会長、魚住三奈先生並びに愛知県薬業協同組合理事長、塚本智男先生には、大変ご多用のところご臨席を賜り心よりお礼申し上げます。

2025年は団塊の世代がすべて後期高齢者となり2154万人、全人口のおよそ18%となるそうです。

令和6年4月の国保組合の組合数は158組合、被保険者数は264万人と最盛期に比較し組合数は81%、被保険者数は55%まで縮小しています。

少子高齢化の加速に対応するため、現在政府は全世代対応型の社会保障制度改革として、働き方の多様性に伴う社会保障給付の見直し、こども・子育て支援、医療DX等を推進しています。

社会制度改革として行われる被用者保険の適応拡大では企業規模の撤廃、非適用業種の解消、短期労働者への適用が検討されています。

また適用拡大で組合特定被保険者が増えている中で健康保険の適用除外承認は重要なものとなっています。

令和8年度から始まる子ども・子育て支援金の賦課・徴収、また地域の医療提供体制確保の基本方針で医師偏在対策が位置付けられ、保険者からの徴収する拠出金を充てるとされています。

将来世代の安心保障、能力に応じた支えあい、リスクに対する備え、社会保障給付事務の効率化などが各保険組合に求められています。

本日は令和7年度事業計画案、歳入歳出予算案、コンプライアンスのための実践計画案、役員の選出等の議案を上程させていただいております。

組合会議員の先生方には慎重審議の上、何卒ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

任期満了に伴う役員改選の公告

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

【理事】

役 職	氏 名
理事長	山田 浩司
常務理事	加藤 幸久
理 事 (会 計)	八幡 博美
理 事 (コンプライアンス担当)	高井 悠貴
理 事	榊原 瑞輝
理 事	稲本 和仁
理 事	吉田 哲也
理 事	木股 広美

【監事】

役 職	氏 名
監 事	丹羽 松弘
監 事	奥村 貞美

任期満了に伴う支部長・組合会議員改選の公告

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

【支部長・組合会議員】

支部	氏名
千種・東	玉水 誠
北	早川 洋平
西	菊地 富士子
中村	大島 靖
中	大島 秀康
昭和	船橋 正彦
瑞穂	鈴木 孝子
中川	福井 恵子
港	鬼頭 良彰
熱田・南	大津 稔彦
緑	鈴木 豪紀
守山・名東・天白	大木 孝仁
知多	山本 一人
西知多	鈴木 千枝

支部	氏名
美浜南知多	伊藤 亜樹
瀬戸	山田 英夫
春日井	中野 啓以子
西春日井	長谷川 未来
一宮	森 司
海部	藤井 雅臣
尾北	原 宏太郎
刈谷	野々垣 大作
安城	野村 直人
岡崎	青木 洋志
豊田	西尾 進
蒲郡	市川 就麻
豊橋	長坂 郁成
豊川	井上 和彦

令和6年度 現 況 報 告

それでは、令和6年度現況報告をさせていただきます。

組合員数ですが、令和6年4月は853人、12月は862人と9人の増加となり、前年同時期と比較すると、令和5年12月の時点では864人でしたので、ほぼ横ばいとなり、組合員減少は少し歯止めがかかりました。

令和6年度歳入国民保険料は2億1,725万1,000円の予算に対し、12月末現在、1億7,331万4,765円で、79.8%の進捗。一方、歳出保険給付費は1億8,044万3,000円の予算に対し、12月末現在1億3,130万209円で72.7%となっています。

療養諸費について、11月は1,513万1,529円、12月は1,512万1,570円と予算平均に対して11.8%増加し、10万円を超える高額療養費について、11月は179万595円、12月は170万3,931円の予算平均に対して11.2%増加し、高水準になっています。

年末年始、新型コロナ感染の完全終息がない中、季節性インフルエンザが猛威を振るいました。今後の保険給付費が気になるところです。

医療の高度化に伴い、高額レセプトの件数も増加しています。療養費抑制の意味でも、保健事業であるウオークラリーへの積極的な参加、および特定健診を受診いただき、そこで指摘事項があれば、特定保健指導受診へと重症化予防に御利用いただければと思います。

組合員の皆様の保険料負担の軽減を図るために、令和5年10月保険料から基礎賦課額、後期高齢者支援金賦課額及び介護納付金賦課額の所得割料率をそれぞれ8%から3%に、5%から2%、3.4%から2%と大きく引下げを行って、現在維持している状況です。今後とも所得割料率については、療養費の状況、組合の財政状況、収支に応じて速やかに対応していきたいと思っています。

また、国保組合にとって組合員確保は重要な問題です。新規開業、新規採用の従業員等、入会希望の情報があれば、組合事務所に連絡いただければ幸いです。法人など被用者保険に該当する場合、適用除外の申請も併せて必要となります。地域情報に詳しい議員皆様がたのお力添えをお願い申し上げます。

少子高齢化の中、国保組合を取り巻く環境は大変厳しい状況でございますが、組合の使命である組合員とその家族の健康保持増進と必要な療養給付を的確に行っていくため、役員一同、一生懸命務めてまいりますので、皆様の更なる御支援、御協力をお願いいたしまして、愛知県薬剤師国保組合の現況報告とさせていただきます。

愛知県薬剤師国民健康保険組合 令和6年度臨時組合会

報告第1号

日 時 令和7年3月2日(日) 午後2時30分～
場 所 ウイニングあいち 12階 会議室1203

愛知県薬剤師国民健康保険組合規約改正の専決について

愛知県薬剤師国民健康保険組合規約改正を専決したので報告する。

次 第

1 開 会 の 辞

2 理 事 長 挨 拶

3 来 賓 挨 拶

4 令 和 6 年 度 現 況 報 告

5 議 事 録 署 名 人 指 名

6 報 告 事 項

・報告第1号 愛知県薬剤師国民健康保険組合規約改正の専決について

7 議 案 審 議

・議案第1号 令和7年度事業計画(案)の議決を求めることについて

・議案第2号 令和7年度歳入歳出予算(案)の議決を求めることについて

・議案第3号 令和7年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画(案)
について

・議案第4号 役員の選出について

・議案第5号 その他

8 事 務 連 絡

9 閉 会 の 辞

令和7年3月2日提出

愛知県薬剤師国民健康保険組合

理事長 山 田 浩 司

提案理由

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律48号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和5年政令第374号)が公布され、令和6年12月2日から被保険者証の発行が廃止されることに伴い、国民健康保険法の一部改正が令和6年12月2日から施行された。

このこととともない、愛知県薬剤師国民健康保険組合規約を改正する必要があるが生じたが、組合会において議決すべき事項に關し臨時急施を要したため、国民健康保険法第25条第2項の規定により理事長がその議決すべき事項を処分したので、同上第3項により報告する。

「愛知県薬剤師国民健康保険組合規約一部改正案」新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第三章 組合員及び被保険者 (脱 退) 第 11 条 組合員は、組合を脱退するには、一ヶ月以上の予告期間を設け、あらかじめ通知しなければならない。 <u>2 削除</u> (除 名) 第 12 条 次の各号の一に該当する組合員は、理事会の議決によって除名することができる。 一 正当な理由がなく保険料の納付期日後 6 ヶ月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき 二 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申し込み当たって虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき <u>2 削除</u>	第三章 組合員及び被保険者 (脱 退) 第 11 条 組合員は、組合を脱退するには、一ヶ月以上の予告期間を設け、あらかじめ通知しなければならない。 <u>2 組合員の世帯において、被保険者ではなくなる者があるときは、その組合員は、14 日以内に被保険者証を添え書面をもって、その旨を届け出なければならない。</u> (除 名) 第 12 条 次の各号の一に該当する組合員は、理事会の議決によって除名することができる。 一 正当な理由がなく保険料の納付期日後 6 ヶ月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき 二 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申し込み当たって虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき <u>2 組合員が除名の通知を受けた時は、すみやかに被保険者証を返還しなければならない。</u>

改 正 後	改 正 前
第六章 保険料 (保険料の納付期限の延長) 第 23 条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる全額を限度として、6 箇月 <u>(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年)</u> 以内の期間を限って徴収猶予することができる。 一～四 (略) 第十一章 罰則 (過怠金) 第 60 条 組合は、組合員が法第 22 条の規定において準用する法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項による規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対して、10 万円以下の過怠金を課する。	第六章 保険料 (保険料の納付期限の延長) 第 23 条 理事長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる全額を限度として、6 箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。 一～四 (略) 第十一章 罰則 (過怠金) 第 60 条 組合は、組合員が法第 22 条の規定において準用する法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項による規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第 22 条の規定において準用する法第 9 条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対して、10 万円以下の過怠金を課する。

改 正 後	改 正 前
経緯 この規約は、昭和34年4月1日から施行され、その後、毎年のように数十回の改正を重ねて現行に至る。 附則 この規約は、平成20年4月1日から施行する。 附則 この規約は、平成22年1月1日から施行する。 附則 この規約は、平成23年8月1日から施行する。 附則 この規約は、平成25年4月1日から施行する。 附則 この規約は、平成28年4月1日から施行する。 附則 この規約は、平成30年4月1日から施行する。 附則 この規約は、平成30年10月29日から施行する。 附則 この規約は、平成31年4月1日から施行する。 附則 この規約は、令和元年8月1日から施行する。 附則 この規約は、令和2年4月1日から施行する。 附則 この規約は、令和2年7月12日から施行し、改正後の第15条の2から第15条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から別に定める日までの間に属する場合に適用することとする。 附則 この規約は、令和3年4月1日から施行する。 附則 この規約は、令和4年4月1日から施行する。 附則 この規約は、令和4年10月1日から施行する。 附則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。 附則 この規約は、令和6年3月3日から施行し、令和6年1月1日から適用する。	経緯 この規約は、昭和34年4月1日から施行され、その後、毎年のように数十回の改正を重ねて現行に至る。 付則 この規約は、平成20年4月1日から施行する。 付則 この規約は、平成22年1月1日から施行する。 付則 この規約は、平成23年8月1日から施行する。 付則 この規約は、平成25年4月1日から施行する。 付則 この規約は、平成28年4月1日から施行する。 付則 この規約は、平成30年4月1日から施行する。 付則 この規約は、平成30年10月29日から施行する。 付則 この規約は、平成31年4月1日から施行する。 付則 この規約は、令和元年8月1日から施行する。 付則 この規約は、令和2年4月1日から施行する。 付則 この規約は、令和2年7月12日から施行し、改正後の第15条の2から第15条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から別に定める日までの間に属する場合に適用することとする。 付則 この規約は、令和3年4月1日から施行する。 付則 この規約は、令和4年4月1日から施行する。 付則 この規約は、令和4年10月1日から施行する。 付則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。 附則 この規約は、令和6年3月3日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

改 正 後	改 正 前
<u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この規約は、令和6年12月2日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 この規約による改正後の第23条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和5年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。 3 この規約の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	

令和7年度事業計画（案）

令和7年度事業計画（案）の議決を求めることについて

◎ 重点目標

- ・安定した組合運営が維持できるよう、保険料については適宜、適切に見直す。
- ・組合員・家族の健康の保持・増進を図るため、計画的な保健事業の実施に努める。

令和7年度の事業計画（案）は、別紙のとおりにつき議決を求めらる。

- 1 被保険者数及び後期高齢者の組合員数
令和7年度の平均被保険者数を832人と見込む。
（事業主組合員 219人、従業員組合員 246人、家族 367人）
そのうち介護保険第2号被保険者数を 381人と見込む。
令和7年度の後期高齢者の組合員を 15人と見込む。

2 保険料

令和7年3月2日提出

（1）月額保険料

保険料は以下の区分とし、その合算とする。

ア 基礎賦課額及び後期高齢者支援金賦課額

（事業主組合員及びその家族）

区分	基礎賦課額	後期高齢者支援金賦課額
所得割料率 ※	3.00%	2.00%
均等割（被保険者割）	6,000円	2,800円
平等割（世帯割）	5,000円	1,950円
賦課限度額	52,500円	15,833円

愛知県栗原市国民健康保険組合

理事長 山田 浩 司

（従業員組合員及びその家族）

区分	基礎賦課額	後期高齢者支援金賦課額
所得割料率 ※	3.00%	2.00%
均等割（被保険者割）	2,000円	940円
平等割（世帯割）	5,000円	1,950円
賦課限度額	52,500円	15,833円

イ 介護納付金賦課額（40歳以上65歳未満の被保険者）

（事業主組合員及びその家族）

区分	介護納付金賦課額
所得割料率 ※	2.00%
均等割（被保険者割）	3,100円
平等割（世帯割）	1,700円
賦課限度額	14,166円

（従業員組合員及びその家族）

区分	介護納付金賦課額
所得割料率 ※	2.00%
均等割（被保険者割）	1,040円
平等割（世帯割）	1,700円
賦課限度額	14,166円

※ 所得割については、所得調査により1月から9月までは前々年度の、10月から12月までは前年度の課税標準額を算定基礎とする。

なお、10月から翌年3月までの所得割料率は、組合規約に基づきその確定時に決定する。

※ 課税標準額不申告者については、賦課限度額を賦課する。

※ 未就学児については、均等割（被保険者割）を、それぞれ半額とする。

※ 出産した組合員については、産前産後期間相当分の保険料を軽減する。

ウ 後期高齢者組合員賦課額

6,500円

（2）保険料総額

ア 医療給付分保険料
イ 後期高齢者支援金分保険料
ウ 介護納付金分保険料
エ 後期高齢者組合員保険料
オ 滞納分保険料（科目設定）

232,899,000円
141,088,000円
58,279,000円
32,322,000円
1,206,000円
4,000円

3 保険給付

（1）療養費の給付率

ア 6歳未満児

10分の8

イ 高所得者の前期高齢者 10分の7
ウ 高所得者以外の前期高齢者 10分の8
エ その他 10分の7

（2）療養給付費

150,606,000円

（3）高額療養費の自己負担限度額

ア 70歳未満の同一被保険者が同一の医療機関に支払う場合

区 分	所得要件 （世帯全員の基礎控除後の所得）	自己負担限度額（月単位の上限度）
（ア）	901万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% <多数回該当：140,100円>
（イ）	600万円以上	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% <多数回該当：93,000円>
（ウ）	210万円以上	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% <多数回該当：44,400円>
（エ）	210万円未満	57,600円 <多数回該当：44,400円>
（オ）	住民税非課税世帯	35,400円 <多数回該当：24,600円>

※ 法令の改正により、変更する可能性があります。

イ 70歳以上の同一被保険者が同一の医療機関に支払う場合

区 分	自己負担限度額	
	外費（個人単位）	外費＋入院（世帯単位）
Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％ 〈多数回該当：140,100円〉	
Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％ 〈多数回該当：93,000円〉	
Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％ 〈多数回該当：44,400円〉	
課税所得 145万円未満	18,000円 （年間144,000円上限）	57,000円 〈多数回該当：44,400円〉
Ⅱ 住民税非課税世帯		24,600円
Ⅰ 住民税非課税世帯 （年収入80万円以下等）	8,000円	15,000円

※ 法令の改正により、変更する可能性があります。

(7) 葬祭見舞金

ア 組合員本人の場合 50,000円

イ 保健事業に参加する後期高齢者の場合 50,000円

4 後期高齢者支援金 54,086,000円

5 老人保健拠出金（事務費拠出金を含む） 20,000円

6 介護給付費納付金 32,511,000円

7 保健事業
保健事業費 14,706,000円

(1) 健康教育

組合員及びその家族の健康増進のための教育は、必要に応じ理事会で検討する。

(2) 健康診査

健康診査の種類は下記のとおりとする。

ア 人間ドック健診

(ア) 対象者は満40歳以上で1年に1回限りとし、検査料金の2分の1を補助する。ただし補助額の上限は一人当たり15,000円とする。また、女性が人間ドック健診時に子宮頸がん、乳がんのオプション検査を一つ以上受診した場合には上限5,000円を加算し補助する。

(イ) 検査機関は、原則として下記の契約医療機関とするが、契約医療機関が遠隔地になる場合は、近隣の医療機関での人間ドック受診も対象とする。

なお、1 名古屋市医師会健診センター、2 半田市医師会健康管理センター、3 岡崎市医師会ほろさき健診センターについては、健診人員及び健診期間を定めて募集することとし、その募集人員は名古屋市医師会健診センター100人、半田市医師会健康管理センター30人、岡崎市医師会ほろさき健診センター20人とする。

1	名古屋市医師会健診センター 名古屋市東区葵一丁目18-14	TEL(052)937-8425
2	半田市医師会健康管理センター 半田市神田町1-1	TEL(0568)27-7887
3	岡崎市医師会ほろさき健診センター 岡崎市針崎町字音咲1-3	TEL(0120)489-545

(4) 出産育児一時金

出産1胎につき 500,000円

(5) 出産祝い金

出産1胎につき 30,000円

(6) 葬祭費

50,000円

4	豊橋市民病院予防医療センター 豊橋市青竹町字八間西 50	TEL(0532)33-0271
5	名古屋東栄クリニック 名古屋市中区栄二丁目11-25	TEL(052)201-1111
6	ひまわりクリニック健診センター 名古屋市中区則武新町三丁目 8-20	TEL(052)571-0801
7	国際セントラルクリニック 名古屋市中村区那古野一丁目 47-1	TEL(052)561-0633
8	中野胃腸病院「健診センターなかの」 豊田市駒新町金山一丁目 12	TEL(0565)57-3366
9	エルズメデイクエア名古屋（女性専用） 名古屋市中区栄二丁目 1-1 日土地ビル 3F	TEL(052)737-0500
10	樋口病院 豊川市諏訪2丁目115番地	TEL(0533)86-8131

イ がん検診

大腸がん郵送検診と同時に、女性には子宮頸がん郵送検診、男性は前立腺がん郵送検診の同時検診を推奨し実施する（1検診のみ可）。

（ア）大腸がん郵送検診

30 歳以上の希望者を対象に大腸がん郵送検診を実施する（自己負担 500 円）。

（イ）子宮頸がん郵送検診

20 歳以上の女性の希望者を対象に子宮頸がん郵送検診を実施する（自己負担 500 円）。

（ウ）前立腺がん郵送検診

50 歳以上の男性の希望者を対象に前立腺がん郵送検診を実施する（自己負担 500 円）。

ウ 歯科健康診査

30 歳以上の希望者を対象に愛知県歯科医師会会員診療所での歯科健診（歯科健診・口腔保健指導）を実施する（自己負担 1,000 円）。

また市町村などの補助がある場合は対象から除く。

（3）生活習慣病と疾病の予防

ア 40 歳以上 74 歳未満の方を対象とした「特定健診」を行う。特定健診は組合の契約医療機関で受診し、費用は組合が負担する。

イ 特定健診の受診者は、その受診結果により特定保健指導を受けることとする。

ウ 特定保健指導の該当者には、本組合と契約した事業者の管理栄養士から

個々に連絡して、特定保健指導を受けやすく支援する。（特定保健指導支援事業）

エ 生活習慣病予防のための啓発パンフレットを配布する。（年 1 回）

オ 65 歳未満の被保険者を対象としたインフルエンザワクチンの予防接種に対する補助を実施する。

接種費用の半額、又は 2,000 円で費用の低い方で支給する。

また市町村などの補助がある場合は対象から除く。

（4）健康づくり運動

ア 自治体や鉄道会社等が企画する「ウォークラリー等」に参加した被保険者に年 1 回を限度として 3,000 円を助成する。

イ 健康増進につながる生活習慣を行うことにより、それをポイントに換える商品と交換する事業を実施する。

ウ その他健康づくり運動に関する事業は、理事会で検討する。

（5）その他被保険者のために必要な事業

ア 医療費通知の実施

医療費適正化策の一環として、受診した医療費の明細を通知し、健康増進に役立てる。

イ ジェネリック医薬品差額通知の実施

医薬品の差額を通知してジェネリック医薬品の使用促進に役立てる。

ウ 組合報の発行

組合事業の案内や組合会の状況等を周知するため年 2 回発行する。

エ ホームページの運用

組合の事業内容や入退会手続き等の情報を提供し、組合員の利便を図るためホームページを運用する。

オ 重複多重受診者に対する、適切な受診の指導

健康づくりパンフレットの配布

赤ちゃんの健康に関するパンフレットを乳幼児の母親に配布

議案第2号

別紙

令和7年度 愛知県薬剤師国民健康保険組合
歳入歳出予算（案）

令和7年度歳入歳出予算（案）の議決を求める

ことについて

令和7年度 愛知県薬剤師国民健康保険組合の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

令和7年度の歳入歳出予算（案）は、別紙のとおりにつき議決を求める。

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ427,613千円と定める。

2 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年3月2日提出

（歳出予算の流用）

第2条 国民健康保険法施行令第15条第3項の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を、次のとおり定める。

- （1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- （2）総務費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- （3）その他、各款、項、目、節に計上された予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- （4）予備費の流用。

愛知県薬剤師国民健康保険組合

理事長 山田 浩司

第1表

歳入歳出予算(案)
事業勘定

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1. 国民健康保険料	1. 国民健康保険料	232,899	
2. 使用料及び手数料			13
	1. 使 用 料		1
	2. 手 数 料		12
3. 国庫支出金			44,605
	1. 国庫負担金		1,501
	2. 国庫補助金		43,104
4. 前期高齢者交付金	1. 前期高齢者交付金		29,516
5. 出産育児交付金	1. 出産育児交付金		66
6. 県支出金	1. 県支出金		2
7. 市支出金	1. 市支出金		1
8. 共同事業交付金	1. 共同事業交付金		8,000
9. 財産収入	1. 財産収入		3
10. 寄付金	1. 寄付金		1
11. 繰入金			3
	1. 特別積立金繰入金		1
	2. 準備積立金繰入金		1
	3. 退職積立金繰入金		1
12. 繰越金	1. 繰越金		110,000
13. 諸収入			2,504
	1. 延滞金及び過怠金		2
	2. 預金利子		1
	3. 受託事業収入		1
	4. 雑収入		2,500
歳 入 合 計			427,613

歳 出		(単位：千円)	
款	項	金	額
1. 組合費	1. 組 合 費		751
2. 総務費			45,432
	1. 総 務 管 理 費		44,231
	2. 役 員 会 費		1,201
3. 保険給付費			182,801
	1. 療 養 諸 費		156,606
	2. 高 額 療 養 費		18,182
	3. 移 送 諸 費		1
	4. 出 産 育 児 諸 費		7,512
	5. 葬 祭 諸 費		500
4. 後期高齢者支援金等	1. 後期高齢者支援金等		54,097
5. 前期高齢者納付金等	1. 前期高齢者納付金等		55
6. 病床転換支援金等	1. 病床転換支援金等		2
7. 老人保健拠出金	1. 老人保健拠出金		20
8. 介護給付費納付金	1. 介護給付費納付金		32,511
9. 流産初期医療確保拠出金等	1. 流産初期医療確保拠出金等		2
10. 共同事業拠出金等			25,234
	1. 共 同 事 業 拠 出 金		22,731
	2. 共 同 事 業 負 担 金		2,503
11. 保健事業費			14,706
	1. 特定健康診査等事業費		2,804
	2. 保 健 事 業 費		11,902
12. 積立金	1. 積立金		2,002
13. 諸支出金	1. 償還金及び還付加算金		10,000
14. 予備費	1. 予 備 費		60,000
歳 出 合 計			427,613

第2表

歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

(単位：千円)				
款	本年度予算額	前年度予算額	比	較
1. 国民健康保険料	232,899	217,251		15,648
2. 使用料及び手数料	13	13		0
3. 国庫支出金	44,605	51,905		△ 7,300
4. 前期高齢者交付金	29,516	15,960		13,556
5. 出産育児交付金	66	79		△ 13
6. 県支出金	2	2		0
7. 市支出金	1	1		0
8. 共同事業交付金	8,000	8,000		0
9. 財産収入	3	3		0
10. 寄付金	1	1		0
11. 繰入金	3	3		0
12. 繰越金	110,000	113,000		△ 3,000
13. 諸収入	2,504	2,405		99
歳入合計	427,613	408,623		18,990

歳 出

(単位：千円)				
款	本年度予算額	前年度予算額	比	較
1. 組合会費	751	750		1
2. 総務費	45,432	34,062		11,370
3. 保険給付費	182,801	180,443		2,358
4. 後期高齢者支援金等	54,097	53,184		913
5. 前期高齢者納付金等	55	66		△ 11
6. 病床転換支援金等	2	2		0
7. 老人保健拠出金	20	20		0
8. 介護給付費納付金	32,511	28,155		4,356
9. 流初期医療確保拠出金等	2	2		0
10. 共同事業拠出金等	25,234	25,231		3
11. 保健事業費	14,706	14,706		0
12. 積立金	2,002	2,002		0
13. 諸支出金	10,000	10,000		0
14. 予備費	60,000	60,000		0
歳出合計	427,613	408,623		18,990

西人

(單位: 千噸)

[illegible]

第 1 頁

(単位: 千円)

款	項	目	本年度 予算額	前年度 決算額	増減	内訳	備 考
1 組合会費	1 組合会費		751	750	1		組合会費(2回)
			751	750	1		議員会費
			751	750	1		常任委員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
2 組合会費	2 組合会費		351,000	351,000	0		役員会費
			351,000	351,000	0		役員会費
			351,000	351,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
3 組合会費	3 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
4 組合会費	4 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
5 組合会費	5 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
6 組合会費	6 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
7 組合会費	7 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
8 組合会費	8 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
9 組合会費	9 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
10 組合会費	10 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
11 組合会費	11 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
12 組合会費	12 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
13 組合会費	13 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
14 組合会費	14 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
15 組合会費	15 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
16 組合会費	16 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
17 組合会費	17 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
18 組合会費	18 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
19 組合会費	19 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
20 組合会費	20 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
21 組合会費	21 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
22 組合会費	22 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
23 組合会費	23 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
24 組合会費	24 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
25 組合会費	25 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
26 組合会費	26 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
27 組合会費	27 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
28 組合会費	28 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
			1,000	1,000	0		役員会費
							10 役員会費
							20 役員会費
							30 役員会費
							40 役員会費
							50 役員会費
							60 役員会費
							70 役員会費
29 組合会費	29 組合会費		1,000	1,000	0		役員会費
			1,000				

議案第3号

令和7年度法令遵守（コンプライアンス）のための

実践計画（案）について

「愛知県薬剤師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針（平成23年8月1日施行）」に基づき、令和7年度の実践計画を別紙（案）のとおり定める。

令和7年3月2日提出

愛知県薬剤師国民健康保険組合

理事長 山田 浩 司

令和7年度愛知県薬剤師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する実践計画

愛知県薬剤師国民健康保険組合（以下、「組合」という。）法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、令和7年度の実践計画を次のとおり策定する。

- 1 法令遵守マニュアル等の整備
組合の役員及び職員（以下、役員等という。）が遵守すべき法令、組合の規約・規程集、事業実施計画及び法令遵守マニュアル等を整備し、全ての役員等が容易に閲覧できるようにする。
- 2 法令遵守に関する指導・研修等
不祥事故を未然に防止するため、役員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。
 - (1) 組合規約や規程等を改正した時は、役員等に改編資料を配布するとともに組合員に対し組合報等によりその内容を周知する。
 - (2) 役員等を対象とした法令遵守を徹底するための研修会・勉強会等を実施する。
（年1回以上）
- 3 法令遵守のための管理
事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり一業務に従事させないようにするとともに、収支命令、旅行命令、銀行預金の受払い及び小口現金の出納管理等の経理事務は、必ず複数の職員による相互牽制のもとで業務執行する。
- 4 法令遵守関連情報の組織的な把握
役員等は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。
 - (1) 役員等は、組合員又は被保険者からの苦情、役員等の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事に速やかに報告する。
 - (2) 法令遵守担当理事は、把握した法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告する。
 - (3) 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。
- 5 不祥事故の対応体制
役員等は不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事に速やかに報告する。
 - (1) 法令遵守担当理事は、規約、規程等に則り、理事会に報告すること。
 - (2) 理事長は、法令等に従い、愛知県保健医療局健康医務部国民健康保険課（監督官庁）に報告するとともに、法令遵守担当理事とともに、適切な調査を行うこと。
- 6 雑 則
この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。

役員の選出について

令和7年度・令和8年度

愛知県薬剤師国民健康保険組合役員候補者一覧

令和7年3月2日

愛知県薬剤師国民健康保険組合の役員の任期が、組合格約第42条により令和7年3月31日をもって満了するので役員の選出を行う。

令和7年3月2日提出

理事候補者

氏 名	所属支部
稲本 和仁	中 川
加藤 幸久	春日井
木段 広美	緑
神原 瑞輝	知 多
高井 悠貴	北
八幡 博美	西春日井
山田 浩司	港
吉田 哲也	豊 田

(五十音順)

監事候補者

氏 名	所属支部
奥村 貞美	豊 橋
丹羽 松弘	瀬 戸

(五十音順)

愛知県薬剤師国民健康保険組合

理事長 山 田 浩 司